

第 16 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 15 年 12 月 18 日（木）午後 6 時 00 分～午後 8 時 52 分
場 所 津市役所 8 階 大会議室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

はい、皆さんこんばんは。随分寒くなってまいりました。今、議会の真っ最中、それから、また協議会の方でも、願いをいたしました住民の皆さん方との意見交換会、本当に大変お忙しいところ時間をやり繰りいただきまして、ご出席いただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。16 回の協議会になりました。今年はこれでおしまいの協議会かなと思います。私もお正月の前後は少しお休みをいただいただけそうなので、ゆっくりと考えるいい機会かな、なんて思っております。明けますれば、また、大きな例の項目なんかもお願いをしておりますので、どうぞ、こんなことを申し上げては失礼ですけれども、少しお休みの間、英気を養っていただいて、また、ご参加をいただければと、こんなふうに思います。まだ、1 年を振り返ってのご挨拶は早いですけれども、本当にありがとうございました。随分と 16 回の間、皆さんに大きな問題、小さな問題、いろいろ、取り混ぜ、ご議論を煩わしましたので、本当に事務方としては恐縮に存じましたけれども、皆さんにそういう中で、本当にご熱心にご参加をいただきまして、何か生き生きとした協議会を進めていただきまして、本当にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。さて、今日は、ご案内の報告事項が 5 件、それから、前回提案をいたしました協議事項が 9 件でございますので、ひとつ、よろしくお願いを申し上げたいと思います。ご挨拶は以上であります。

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、会議次第 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長、議長席まで移動をお願いいたします。これより会議の進行を議長に移させていただきます。なお、本日、渡邊委員と木下委員からご欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。それでは、会長、よろしくお願いたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会の規約の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。議事運営に格別のご協力をお願いを申し上げたいと思います。それで、議事に入る前に、どういう事柄かというのは、もう新聞等でご承知と思いますが。一志町さんから少し皆さんにお話をしたいと。こんな申し出もございましたので、議事の前に少しお時間をとっていただいて、お話を伺いたいと思います。よろしゅうございますか。どうぞ。

前山委員 議長のお許しをいただきましたので、一言皆様方にお話を申し上げ、ご理解を賜りたいと、かように存じます。大変、先ず、皆様方にご迷惑をお掛けいたしておりますこと、深くお詫びを申し上げたいと、かように存ずる次第でございます。ご承知のとおり、各紙に報道されておりますので、皆さん方ご承知をいただいております

が。昨日、一志町議会におきまして、市町村合併に関する決議案というものが議決をされました。大変、議決という重いものを背負って、今日ここに出席をさせていただいておる訳でございます。しかしながら、私どもといたしましては、当初から考えております自分の考え方といたしますか、真意といたしますか、こういったものは全く変わっていない訳でございます。また、決議案に書かれております部分で近隣の市町村との再度の話し合いもするべきであると、こういうふうな内容がある訳でございますが。ただ今、ここに出席をいただいておりますように、各市町村におきまして、それぞれの枠組の中で真剣に合併問題について、ご協議をいただき、ご審議をいただいております。こういう最中でありますから、この呼びかけと申しますか、お話し合いにいたしましても、これが実現することは極めて難しい。実現は不可能ではないかと、このように感じておるところでございます。そして、最後に申し述べたいことは、この決議案に賛成をされました議員の皆さん方の中にも、津市から離脱せよということは一切言っていないということを全員が、全員といたしますか、議会の中でそういう発言が十分であったということをご報告を申し上げて皆さん方の深いご理解と暖かい、また、これまでのご理解を賜りたいと思う次第でございます。誠に、お騒がせをいたし、また、ご迷惑をお掛けいたしましたこと、衷心によりお詫び申し上げ、進行中ではございますけれども、今後ともよろしくご指導を賜り、お仲間に入れていただきたい。このように存ずる次第でございます。どうも、ありがとうございました。

会 長 議長さんもですか。はい、どうぞ。

豊田委員 議長のお許しをいただきましたので、大変貴重な時間をお借りしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。昨日、私ども一志町議会、合併に関する決議案というのをさせていただきましたが、今、町長が申しましたとおりでございます、各新聞に載っておる訳でございますけれども、この決議案につきましては、私ども一志町が、この津地区合併協議会を離脱するというような意味合いではございませんので、そのへんは皆様方にも、ひとつ、ご理解のほどをお願いをしたいと思います。これにつきましては、やはり、過去のいろんな歴史がございます、4か町村の合併とか、いろいろなものが、今まで模索をされてきた訳でございます、町民の皆様方にこれからの、合併協議会の説明会におきまして、いろんな考えるひとつの手立てとして、このようなものが必要ではなからうかということで、これ、同数でございます、私議長裁決でさせていただきました。この議決におきまして、賛成討論、反対討論いろいろございましたけれども、反対討論におきましては、いろんな討論の中で微弱な反対討論がございまして、やはり、賛成討論の方が筋が通っておったと、私は判断いたしました、このようなことにさせていただきました。しかしながら、えらい、勝手なことを申し上げるんですが、この合併協議会に対しましては、大変ご迷惑をお掛けいたしますけれども、私どもの、先程、町長申し上げましたように、離脱というふうなお話は全議員ございませんので、合併に対しては真剣に取り組んでいくという形でございますので、ひとつ、ご理解のほどをお願いいたしまして、大変お騒がせしまして、申し訳ございません。ひとつ、よろしく願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございました。今、お二人から昨日の出来事についての、気持ちをお伺いをいたしました。一志町の問題だと言って、皆さんに無関心でいられる問題でもないと思います。僕は、この協議会の中で、それから、今の時点、非常に大事な問題だと思って、昨日もニュースを聞きました。皆さんの中で、町長さん、それから、議長さんにどうなんだという気持ちもおありだろうと思いますけれども、今、もうあえて、このことは、皆さんにご意見とか、ご質問の時間を持たなくて叱られるかも知れませんが、ここは、今、お二人の気持ちをお伺いしたということで、次に進めさせていただきたいと思います。何か、曖昧など、おっしゃられるかも知れませんが、そのへんは、非常に、それぞれの団体の中で責任のあるお仕事をしておられる皆さん、ご理解をいただけるのではないかと、次に進めさせていただ

きます。今日は、23人ご出席で津地区合併協議会規約第9条第1項の規定を満たしておりまして、当議会が成立をいたしますことをご報告を申し上げます。それでは、次に、会議録の署名委員さんをお願いいたします。今夜は、美里村長の黒川委員さん。それから、一志の議長の豊田委員さん。それから、3号委員からは、本多委員さんをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今日は、報告の63号から67号につきまして、事務局から一括して説明をさせますことから始めますので、よろしくお願ひをします。それでは、川上さん。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第63号 財務部会諸税分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第64号 財務部会市民税分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第65号 財務部会固定資産税分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第66号 財務部会収税分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第67号 財務部会競艇事業分科会の事務事業調整方針について
- 資料に基づき事務局長から報告

会 長 　ただ今、63から67号につきまして、一括ご説明を申し上げました。ご質疑がございましたら、お願ひをいたします。どうぞ。

天花寺委員 　現在の一部事務組合につきましては、今回の合併に対して馴染まない点もありますし、既に、合併の時点の時までに、既に、いろんな精算なり、いろんな問題が、或いは、計算とかいろんな問題があると思ひますけれども、何れにしましても、事業が途切れないように、合併早々にサービスが途切れないように、準備をしていただきたいという問題がありましたので、お願ひしておきたいと思ひます。

会 長 　はい。そのことにつきましては、もう一度後で、しっかり、ご意見を伺う場がありますので。これは、今報告でございますので、少し、もう一度。よろしゅうございませうか。はい、どうぞ。

水谷委員 　河芸の水谷でございますが。報告第66号のページ5 / 8ですか、ここで、8番の督促手数料の徴収ということで、出とるそれぞれの各市町村の取り組みについて、かなり検索をされたと思ひますけど。ただ、調整の具体的な内容では、プライバシーを守るということで、封書を選んだと思ひんですが。プライバシーを守る方法では、葉書でも、今は完全にそれは、書いてある内容については、隠されてできるというシートになっておると、私は思ひますけどね。どういう経過でこの80円の方針としたのか、50円でもやれるやないかというような感じはするんですがね。そのへん、ちょっと、事務方のほうの説明をお願ひしたいなと思ひます。

会 長 　うん、なるほど。はい、それでは。

財務部会 　財務部会でございます。いわゆる、剥離式の葉書もございませうが。作成経費等も検討し、また、事務上の簡便さ等も検討した結果、現行津市がやっているような形での封書という形で調整をさせていただきました。以上でございます。

会 長 　もう少し、具体的に。だから、こういう結論を出されたんだと思ひますけども。もうちょっと、お金がどれだけかかってとか、議論の中身をおっしゃっていただければ。

財務部会 　ちょっと今、手元に詳しい数字がなくて申し訳ございませうが。剥離式にいたしますと、その手間代といひますか、印刷代といひますか、それと、封書によって、中の印刷代の比較をしたというふうでございますので、すいませう。

会 長 　で、封書の方が安かったの。

財務部会 　はい、手間等を考えて、そちらの方が安いということでございませう。

会 長 　いつも業務やとる者が、みんな集まって比較したんでしょうから、そういうことだと思ひますね。他にいかがでございませうか。特にご異議がございませうよう

したら、63 から 67 号につきまして、ご承認をいただけますでしょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。いつものことですけれども、方向についてとか、まだ協議をしていこうということがございますので、こういう大筋について、ご了解をいただいていくということで、また、いろんな関連が出てまいりまして、こういうことともいうことも、お諮りをすることがあるんかも知れませんが。多少ご承知をくださいませ。それでは、報告事項につきまして、原案どおり、ご承認をいただいたことといたします。

(2) 協議事項

- ・協議第 47 号 地域審議会の取扱いについて《協定項目》

会 長 次に、協議事項に入ります。まず、協議の最初第 47 号の地域審議会の取扱いでございます。資料をご覧いただきまして、調整の内容といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に基づく地域審議会を、新市において設置をする。それから、審議会の組織及び運営等については、別途協議をする。こういう、今日の内容でございます。具体的なことといたしまして、合併前の市町村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置をする。それから、地域審議会の組織、それから、運営の詳細ということが必要になってまいりますが、これは、もう一度幹事会等ですっきり調整をさせまして、改めて協議会に提案をして、協議をお願いをしたいと。こんなふうに思います。以上のような調整内容でございますが、まず、地域審議会を合併前の市町村の区域ごとに置こう。こういうことを主にご提案を申し上げていると思っております。申し上げたことで、ご意見を、先ず、お願いをいたしましょうか。はい、どうぞ。海野さん。

海野委員 今、地域審議会の件につきまして、ただ今、議長の方から運営等につきましては、再度に渡って幹事会等で立案をされて、協議会に諮れると。そういうことでございますので、それは、それといたしまして。また、十分議論をさせていただきたいと思っております。そういうことを前提といたしまして、2、3 感ずるところを申し上げたいと思っております。地域審議会の役割につきましては、この設置のところに書いてございますように、非常に広範な新市になる訳でございますので、そういった各所の施策が十分反映されますように、重要な、私は、この機関であると、こんなふうに考えております。従いまして、所掌事務の中とか、組織の問題、更にはこの委員の公募も含めた検討もさせていただきたいと思っておりますし、加えまして、この問題につきましては、地方制度調査会の方で、地域自治組織といったものが、これからいろいろ具体的にどうなると、こんなことも仄聞をいたしております。そういう面から考えまして、合併がスムーズに進行いたしまして、合併後のありようが、それぞれの地域の方々に、暮らし、そして、またそこで住むということの利便性が十分発揮されるか、しないかというのは、ある意味ではこの地域審議会と、それから、協議されるであろう組織の問題が重要でございますので、このへんのところをしっかりと議論できるような、ひとつの案を幹事会並びに、また、部会の方で十分ご協議をさせていただきたい。こんなふうに考えておりますので、今後の協議会の場で議論願いたいことを申し上げたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。どうぞ、今の海野さんがお話になりましたように、置く。これから、各市町村ごとに、ということから、これから大事のことを幹事会等で議論していってもらいますので、その議論を、議論に先立って、あり方等々をご示唆いただけるようなお話の、広い範囲で結構でございますから。ちょっと、ご意見を伺えたらなと思っております。はい、どうぞ。

永田委員 すいません。私らとこの議会の中でも、この中で調整の内容というところがございます。現在の市町村庁舎を支所として有効に活用することを基本とするというようなことがございます。そういった中から、この支所がどのようなことになってくるのか、どのような支所としての機能を果たしていけるのかということが、まだ、そこらが決まってないというようなことで、出来れば、審議会を置くことについては、もう結構なことだと、大賛成だと、ということから、この中で、前回いただきました中で松阪市がまだ未定だ。支所機能、権限併せて検討中というようなこともあります。そういった意味からも、この地域審議会を置くことは、何も些かの問題もない、結構なことだと。ただ、支所として、うちの役場の支所がどんな形になってくるのかということが、まだ未知数なところもあるので、それとの整合性もあるから、もう少しこの地域審議会というものについては、先出てもええんじゃないかというようなことで強くそんな意見が出たわけなんです。出来れば、ひとつお伺いしたいのは、この地域審議会を置くことについての幹事会の中でも、そういった意見が出なかったのかどうか、どんなことになるとんのやということもあったんで、出来れば幹事会で、そういったことも、どんな意見が出てきたのかというようなことも、ひとつ、お聞かせをいただければな。このように思います。

会 長 はい。それでは幹事長さん。

高橋幹事長 はい。幹事長をしております高橋でございます。地域審議会につきましては、まだ、議論の途中でございまして。今、丁度 12 月各市町村におきまして、住民の方々に意見交換会、説明会というのを行っていただいております。その中で、やはり、地域審議会というものを、この地区の合併協議会でどうして行くんだらう。置くのか、置かないのか、そのへんのところについて、やはり、情報提供をした方が、する必要があるんじゃないのか。ということで、まだ、内容とか委員の選考方法とか、そのへん、まだ、よく詰まってないんですけども。先ず、置くということを意思表示しよう。そういう形で提案させていただいた経緯がございますので、この運営方法につきまして、また、支所の組織のあり方含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会 長 永田さん。まだ、支所のあり方とか、いろいろご提案をしておりますけれども、でも、それ次第によっては審議会を置かないということには戻らないんでしょう。ご意見は、どうぞ。

永田委員 私らとも審議会そのものについては、これは、やはり、絶対置くべきだというような意見なんです。ただ、このまま、ええのかなというようなことは、この大きな合併の中で、我々そういった端々に居るものは、何を頼りに今後合併した時に住民の声が届けていけるのやというような、いろいろな心配をするわけですね。そういった意味からも、この私らの村とすると、この地域審議会というものは、非常に大事であろうということについては理解をしております。

会 長 ありがとうございます。今も高橋幹事長が申し上げたように。今、住民の皆さんのお話の最中ですので、やっぱり、どうなんだと言われて、審議会はこういう考え方で置くんですよという、そこんところを、はっきりしておきたい、先ず、とこんなふう思ったと思うんです。置き方次第では、そんなの要らないというご意見がまた、後に出てまいりますと、審議会のあり方そのものも、何かねと思いますから、先ず一步、置くという確認、こういうことですかね。幹事長、ちょっと待って。幹事長のおっしゃったことは、その次に続けてご意見がありましたら、どうぞ。水谷さん、どうぞ。

水谷委員 この審議会を置くという前提の以前に、私ちょっと、意見があるんですけど。実は、審議会そのものを作っていくという経緯そのものを含めて、この性格的なものが何であるかということが、読みきれない部分があるんです。つまり、これは市長の諮問機関として必要な時に、そういう意見を求めるというようなことにはなっておりますけど。現実に、これ 10 年間の期間の中で、10 名の委員が指名されると。これは市長の諮問

機関で指名をされる範囲だということになりますと、果たして地域の、今の10市町村の隅々まで声が届くような人の選考になるのかどうか、こういう問題が非常に心配になってきます。つまり、今までのような意見を求めるような場ということであれば、新しくこれから新市が生まれて、そして、議員として活動する者が、どうしたらいいんかと、それより上回っていくような意見が出てくるような可能性があるののかないのかと。こういう地域審議会の性格そのものがはっきりしない。単なる諮問だけで、選択肢、それは、あと議会が選択したらええんかというようなことも踏まえて、いろいろ説明をいただかんと、これだけのことであれば、どういう性格を持って行くんかということが、はっきり分からないというのが、ひとつ。それから、もうひとつは、私一番心配するのは、こういう形がどんどん進んで行った場合に、新しい市がこれから生まれるという時に、一体全体どこへ重点を置かれるのか、こういうふうな議論になってまいります。ところによっては、議会の否定ということになってきやへんのかというようなことまで、ところによっては、心配が出てきた場合に、どこでストップすんのや。こういう問題も、実は整理をして掛かっていかんと、いたずらに地域審議会何でもいいんだという訳にはいかんだろうということを私は思うんです。そのへんのところまで、もう、今の段階で議論されておるかどうか、それを伺っておきたいんです。

会 長 はい。少しまとめて考え方を答えてもらいますから。もう少し、伺いましょうか。何か。はい、池田さん。幹事長さん、用意しておいてくださいね。

池田委員 久居市の池田でございます。この問題だけではないんですけども、49号も一緒ですが、どうせ、2回協議をしなければならんですね。今日して、また、やらんならんわけですから。一緒に全てまとまった段階で提起をしてもらったら、一番議論はしやすいやないか。これまで、前回か前々回に申し上げましたけども、他の問題でも、調整内容は新たな制度を制定する、合併と同時。中味はまだ決まってない。中味はまた改めて協議してもらいますという提案がこれまでもあるんですが、どうせもう1回議論せんならんのなら、まとまった段階で協議会へ出してもらう。このへんは事務局の考えなんでしょうけど。そのへんが、どうも、理解しにくいのと、先程も若干ありましたように、地域審議会を作ると今日決めた。ところが、そんな中味やったら、地域審議会の設置に反対やという意見が出る可能性もありますから。やっぱり、同時に協議をする形をとってもらいたいと思います。支所の問題で49号も一緒なんですけども、ある程度中味の審議をしないと、表面だけの、表面だけといいますか、項目だけの審議というのは、私は審議にならないような気がするんですけど。どうでしょう。

会 長 どうでしょうね。これは、ご審議いただく皆さんのお考えをお伺いした方がいいでしょうね。25人で審議するんですから、これが一番やりやすいということを選べばいいので。時間の問題を言ってはいけないかな。やり方ですね。大きな方向を決めておいて、そして細部に入っていくのも、これが今のやり方なんだけども。細かいところまで全部詰めて出来るかな。いやいや、みんなお伺いしましょう。どうぞ、豊田さん。

豊田委員 一志町でございます。今、皆さんのお話になっていることと、ほとんど、よく似たことでございますけども。やはり、この地域審議会を置くということの他に、やはり、住民自治組織というのが、やっぱり、必要ではないかというような意見が出ました。といいますのは行政との距離がありすぎるのではなからうかとか、やっぱり、住民の意見集約をするところも少し、狭めてやってもらってはどうか、地域づくりの母体になる組織が必要なんではなからうかというような意見が出されて。そういうことで、この審議会を置くのと違いまして、その他住民の自治組織を小学校単位ぐらいに置いたような形を作っていただくような形で審議をしていただきたいというような意見が出ましたので、ご報告申し上げます。

会 長 今、久居の池田さんがおっしゃったことに関して何か、ご意見ありますか。特になけ

れば、ありそうなのは私ですから。私と池田さんとお話をしましょう。何か、おありでしたら。どうぞ、横山さん。

横山委員　やはり、言いにくいですが。池田市長の言われたことと反対の考え方で、やはり、大まかなことを決めて行かないことには、重箱の隅ばかりつついたら前へ進んで行かなくて、やはり、大まかなことを決めていただいて、前へつめて、後でずっと、詰めていった方が私はいいと思います。また、地域審議会に関しましても、やはり、無いよりあった方が絶対いいと思います。こんなもんかと言われても、やはり、市長さんの諮問で、新しい市長さんがこんな聞きたいなと思ったら、やっぱり、審議会の方が住民の方に聞かれたら、そりゃ、住民さんの声が届いて行く訳ですから。先ず、地域審議会は要らないとはならないと思いますので。そういう考えです。

会　長　　どうぞ。

池田委員　まるっきり意見が違いますので、重箱の隅でも何でも無いんです。重箱の真ん中も隅も何にも分からんわけですよ。重箱は分かるとる。地域審議会という重箱は分かるとるけど、重箱の真ん中も隅も何にも分からんという提案なんです。だから、どうせ二度手間になるわけでしょう。地域審議会を作ろうということを確認したが、地域審議会の中味をまた協議会に提案をしてくる。これは一緒に提案した方が、私は時間的にもロスがないんじゃないか、二度手間にならなくていいんじゃないかと。いずれにしても、中味を決めんならんでしょ。中味を決めんならんのだから一緒に提案をして、一緒に決めてもらったら、一番スムーズに行くんじゃないですか。

会　長　　こういうことは、私たちは、ずっと今まで経験をしてきましたね。25人が相談してまずでしょう。今も地域審議会という名前、箱だけ分かってあって何も分からんとかいうお話ですけども。しかし、結構みんなは分かっている。行政のそれぞれプロですしね、だからこそ、ここで委員として皆さんに出ていただいていて、いろいろ、制度審議会やら、いろんなことで、地域審議会というのは、こういうような格好でというふうに、僕は分かっていると思うんです。そりゃ、それをどうするかというところまでは、これからと言っていますから、じゃ、分からないんじゃないかと言われるれば、そのままですけども。そこを我々が補って、補って1個ずつ進めていかなことにはと思って、こういうやり方をお願いをしているわけです。だから、このデータにも概要というような格好で付け足していただいていて、そして、こういうようなことで。これで、まだ、ご理解のいただけるところは、幹事会なり専門部会にご質問なさったり、意見を言っていたり、こういうところで。それぞれの分かりようというのを埋めていただく、その努力を我々はするべきで、頭からこれでは分からんというようなことで、そういう議論も往々に世間にはありますけれども。僕らはそれを取るべきではないと、私は思うんですけども。いかがでしょうか。それでは、特にお話が続きませんでしたら、今、水谷さんが待ってとおっしゃったことで、つないで行きましようか。どうぞ。幹事長さん。

高橋幹事長　はい。幹事会の議論の進め方におきましても、一応、関係市町村の職員だけで、議論しておりますものですから。協議会の方で、こういう形でいろんな意見を聞きながら、考えを進めていきたいなということが1点ございます。それから、やはり、せっかくの住民意見交換会の期間でございますので。その時に、やはり、この協議会の考えとして、少し提案をして、それに対してご意見を聞く機会を是非持ちたいと思った形で、不十分でありますけども。提案をさせていただいたということでございます。それから、地域審議会の委員につきましても、やはり、これは予め合併前に協議をして、どういう方をそれぞれの市町村の区域で委員にするかというのを、予めお決めいただいております。そういう中で、やはり、地域の声をどう反映させていくか、その委員の決め方は公募なのか、何なのか、形式的には市長の委嘱ですけども。こういう方をお願いするというのは、予め決めておくべきものだと思っておりますので。そういう中で、地域の意見をどういう形で新市の上に戻

映させていくのか、特に新しい市で総合計画というのを、やはり、3年程度で作ります。その中で総合計画を作る場合には、いろんな審議会を置いて作るのか通例だと思いますけども。その中での地域部会という形でやるよりも、今の市町村の区域でこういう形で地域審議会を置いていただいて、その総合計画の審議の過程で、この地域審議会を活用していただくというのは大変意義があるのかなというふうに、これは私の個人的な見解で申し訳ございませんけども。こんな活用方法があるのかなと思っております。ちょっと、取りとめのない説明ですけども。とりあえず。

水谷委員 今の説明を聞きますと、なおさら、私、自分自身疑問になってまいります。ということは、これ、いなべ市もそうですし、志摩地域も伊賀にしても、設置しないという選択をしていくということが出ておりますが、何故かということがよく分かります。今の説明聞いたら、逆になる。私は、やはり、大きくこれから飛躍していくということで、10の市町村の新しい市を誕生さそうということであれば、受け皿としての地域の住民自治、これをきちっと配置しなければ本当の対応は出来ないんじゃないか。だから、出発点やったら、もっと、こういうことは重要視すべきだということで、私とこの河芸町の特別委員会の議論はそういう方向です。小学校単位というのも分かります。その話も出ました。それぐらいのきめ細かい配置をして、今の自治組織を育てて行く。或いは、あるものはより完成の高いものにしていく。こういうことを目指すのが新しい市の出発の本当のエネルギーになるんじゃないか。こういう姿なんです。今の、新しいものを作って、またこれからこういうことで汗をかくんだ。もう遅いですよ。明日から、もう、まちづくりが始まっているという時に、そんな悠長なことでいいんでしょうかというのがある。ということは、逆に言うたら、大雑把なことが生まれて、そして地域のそのサービスの段々低下していくというようなことに繋がっていかへんかというのを、私は心配するんで。地域の審議会そのものは名前はいいですけど中身は全く皆無に等しいんじゃないか。こういうふうなことを、益々今の説明を聞いて感じをいただきました。

会 長 結局は、こういう概要の審議会では駄目だとおっしゃるんですか。

水谷委員 私の主張したいのは、やはり、住民自治というものをもっと大切に前へ出す。そういうものを、やっぱり、模索していくべきだ。そういうことを自分の意見だと思っております。

会 長 住民自治を。もちろんの話ですけども。最初ちょっと、お伺いしていたら、議会の権限と、それから、こういう直接の審議会を置いての住民の皆さん方のご意見を伺っていくというのが、何か、どういう関係になんのやとかいうご意見で、何か始めお伺いしていたら、これに反対かなと思って聞いていたんやけど。違うんですね。

水谷委員 その答えが今言ってもらえませんか。言いたくても何も言うことできへん。

会 長 いやいや、どっちなの、賛成なの、反対なの。

水谷委員 私が。私は地域審議会については必要ない。

会 長 必要ない。反対なの。そうずっと、住民自治を高めていこうとおっしゃってるけども、高める方向に作用しないとおっしゃるわけね。これは。

水谷委員 そうです。

会 長 分かりました。

水谷委員 あくまで、今住民自治の中にも自治会長としてもある。それを更にサポートしていくようなボランティア組織もある。そんなことを、もっと真剣に組織していくべきだというお話ですよ。

会 長 なるほど、審議会は要らないというご意見ですね。はい。それは、もう一度念のために伺っておきますけれども。河芸町さんのご意見ですか。それとも水谷さんのご意見。

水谷委員 最後のは私の意見。

会 長 はい、わかりました。はい、どうぞ。結城さん。

結城委員 美杉村の結城です。審議会は必要ないというご発言がありましたんで。私は必要やということを強調させていただきたいと思います。この提案のように、その進め方の方法はお二方が言われた、横山町長が言われたこと、それから、池田市長が言われたこと、方法論は、私あると思うんです。その中間を取ったようなことを申して失礼ですけども。この審議会出てきたものをここで協議して、そして、その協議した結果を、やっぱり、この最終的に反映していただくと、協議した結果を反映してもらおうという意味で、私は途中の段階でも、それはいいと、そう判断しますんで。私の意見申し上げておきます。

会 長 はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

天花寺委員 先程は、とちって変なことをお聞きして申し訳ありませんでした。白山町としましても、このことに関して、そこに掲げてあります所掌事務、新市の建設計画の変更に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項ということで、これは作っていただきたいと思えますけれども。一番心配してましたのは、委員 10 名以内で組織するということと、市長が囑託するということに対して、これは慎重にやっていただきたいということの意見だけでございました。ただ、このへんをはっきり、将来については、はっきりさせていただきたいなと思っております。ですから、地域審議会は作っていただきたいというのが希望です。

会 長 はい。池田さん、失礼しました。どうぞ、海野さん。

海野委員 いろいろと、この地域審議会、議論いただいているわけでございますけれども。冒頭に申し上げましたように、非常にこの役割は重大だと思っております。それで、この地域審議会が単なる特例法でいうところの性格だけに止まらず、やはり、当初申しましたように、これに持たせるところの、いわゆる、組織のあり方とか、それからまた、人選のやり方とか、それから、この地域組織である審議会が実質地域のためにどれだけ活動するののかということ真剣に考えて意見をいただいて、そして、また、協議するという方法もあるかと思っております。そういう意味で、その組織権能も含めて、今ご議論されているように十分中身を検討してもらいたい。この地域審議会の役割というのは、当然 10 市町村でやるわけでございますので。その機能は十分発揮できるような、そういう中味の検討ということで、是非これは必要ではないかと思っております。加えて、何度も申しますが、地域自治組織ということも、片方にあるわけでございますので、そこらへんの兼ね合いも出てこようかと思っております。そこらへん、じっくり見極めていただきたい。

会 長 はい、ありがとうございます。

池田委員 しつこいようですが、大まかな部分を決めて細かいことは後から決めると、そういうふうに分けなきゃならん理由は何かあるんですか。いずれは中味も協議しなきゃならん。それをなぜ分けて協議をする必要があるのか。そのへんが、ちょっと理解できないんですが。

会 長 そんなに、分けてということにこだわってないんですけども。どこまで行っても細かい部分はくっついてきますので。池田さんおっしゃっている、ここからここまでは、一緒に議論した方が分かりやすい。そりゃ、確かにそうだと思います。ここへ来ますとまたこの部分が分らんとこうなるとまいいりまして、もう、何ていうか、ずるずる、いわば、こういう考えは変だけれども。本質議論から細かい所へみんな入って行ってしまっ、僕は時間に縛られてこの協議をお願いするということは、心苦しいと思うけれども。まあまあ、今の国の動きを見ていると期限が限られていましょ。そこんとここで、最低限僕らは、やっぱり、来年基本の 26 項目だったか、それに合意をして、そして、議会をお願いをしていこう、おそらく、議員の方がいらっしゃるので、失礼ですけども、議会で議論をすれば、何や、まだこんなことも決まってへんのに、合併するんかとか、一杯出てくると思うんです。その 1 つひとつ、何千項目あるやつをみんな詰めて、僕は合併というのは、事実、おそらく無理だと思う。だから、本当にみんな

なが気を併せて大きなところだけを抑えておいて、それから、あとは、ひとつ任したというぐらいの気持ちでなければと思いますので。それを思うからこそ、幹事会がひとつこれからの議論を進めていく時にある程度これを皆のテーブルに出して、審議会を置くか置かないか。だから、今日そういうふうに議論したことは、よかったと思うんですよ。水谷さんが自治会があるので、もう要らんとおっしゃるから、そういう意見もあるのかなとか、また他には、旧の市町村単位にこういうものを置こうというふうな考え方に、それでは少ないよ。ある程度もう少しきめ細かく置いたらというご意見もあるかも知れない。そんなふうに、やっぱり、基本的なところで議論というのは、僕は非常に大事ななと思ひましてね。皆さんがそこで、絶対後戻りできないように置くと決めて次に行こうと、そんなものなんかとおっしゃっても、私は、いやいや、これは皆さんとお話ですから、或いは戻っていても、あの時決めたやないかといって、そこをコンクリートするつもりもありません。やっぱり、必然で、後でそういうことが起こってきた時には、一旦お約束をしたり、お話をしたりしたということも、やっぱり、見直すぐらいの弾力性がなければ、こんなの、みんなで仲良く新しい団体をということ、とても行きませんから。そのぐらいのつもりは、皆さんで持ち合って、そして1つの大きな問題を、ちょっと、合意事項としてというんか、お互いの頭の中に共通項目として入れておこうやないかとか、私はこんな気持ちなんですけどもね。それは、僕は二度手間にはならないと思うんや。1つ肝心なことをやっておくと、その次に、行きやすいんじゃないですか。そういう気持ちなんですけれども。どうぞ、鈴木さん。

鈴木（一） 皆さんの意見を聞きまして、私なりに、率直な意見を言わせていただきますと。
委員 どちらかと言うと私も河芸の水谷委員の方向性に傾いていると思うんですけども。国の方針どおり地域自治組織をかなり強力に打ち出すことができれば、そこで地域審議会を作ってもよろしいですけども。市長のそういう諮問機関ではなしに、そこで、市町村があるんですから、その各旧市町村ですね。そこで十分意見を調整して、所長が私とこの意見はこういうことですよということを、私は慎重に言うべきであって、私はこの地域審議会というのが、水谷委員が言われたように、ある意味では議会との極めて、厳しい対立が出てくるのではないかと、私もそういうふうに思います。それが国の方針に基づいて地域自治組織をしっかりと位置付けて、そして、新市はどういうまとめ方をするか分かりませんが、そこで、財源もということで講じてもよろしいということも書いてあります、その強化を図って所長が新しい市長に答申するべきであって、この地域の情報を。私はそういうふうな形の方がむしろベターだと。こういう審議会を作って、水谷委員いわれたように、議会は何やと。そういった誤った方向性が出てくるような、私も心配しますんで。それよか、しっかりと地域自治組織の形をきちっとした位置付けを、私はして欲しいと。そういうふうに思います。

会 長 今井さん、どうぞ。

今井委員 美杉の今井でございます。うちの村長が申し上げたとおりでございますけれども。私とも全員協議会で、この問題一番議論されたわけでございます。この所掌事務、その他の内容から見て、出た意見の中では、特例法に基づいて10年ではあるけれども。我々の地域、遠隔地のうちの村からいったら、もっと長く、年数伸ばせやんのかというご意見も以前まで出たわけでございます。従って、47号は設置するかしないかという、47号だろうと思います。中央審議会でしたから、私反対ですけども。この地域審議会、是非とも、これは設置して、これから、中味というものを構築していったら、いかなきゃならんと。そのように思っておりますので。47号としての扱い、47号の今日の案の扱いとして、議長採決、道筋を付けていただきたいと思ひます。

会 長 もっと、皆さんご意見いかがでしょうか。今まで、どうぞ、はい。

前山委員 言葉を控えておりましたんですが、参加をさせていただきます。私、やはり、議長が申しましたように、うちの議会では、これまでの50年の歴史を振り返る各市町村の

あり方というものは、それぞれ違うかも知りません。しかし、共通部分は多く持っている、こういうふうに思っているわけですが。私の町の場合には、非常に旧村単位という、その取り組みというものが非常に濃い訳でございます。従いまして、今議長が申し上げたように、この旧町村の私どもの旧の旧村ということになってくるかも知りませんが、4村合併した、その昭和の合併の以前のエリアの共同といいますか、コラボレーションといいますか、非常に進んでいると。そういうところの意見をうまく調整していただけるような審議会なり、地方制度調査会が提案をしております自治組織というふうな形に結びついていけばいいんじゃないかなと。そして、今高橋幹事長さんがおっしゃられたように、今住民説明会に、やっぱり、地域審議会の問題は話さない、これは議論になっていけないと思います。ですから、内容については、これから議論するということでございますから、私は、このこの部分について、ご提案があったということは、それはいいと、それでいいんだというふうに理解をいたしております。あとの内容については、そういったこともご勘案をいただいて、いろいろご協議を賜りたいと。このようなことでございます。

会 長
高橋幹事長

今までの話を聞いていただいて、幹事長さん、もう一度。
先程、議会との関係ということで、あえて、お答えが十分でなかったんですけども。地域審議会はいくまでも、市長の諮問機関であり、意見を申すだけです。最終的な議決機関としての議会というものは、全く別のものだと思います。国の政府でも国会があり、似たようなものとして財政諮問会議というのが今あるかも知れませんが。それは、あくまでも市長に対する意見の機関ですので、それは性格の違うものであろうと思っておりますし、議会は新市全体の議会ですので、そういう矛盾するものではないだろうと思っております。それから、地域審議会と地域自治組織というものは、決して矛盾するものではないと思います。それで、先程、久居市長から二度手間ではないかというお話もあったんですけども。今日このような議論をしていただいたことは、私どもが今後進めていく間、議論を進めていく上で、今まで地域自治組織について、議論すべきだという明確なご指示というか、ご示唆は無かったものですから。どう進めていくのかなというところで、今日いただいた議論の中で地域審議会というものを考えていく上で、地域自治組織というものを、じゃ、新市としてどうするのかということは、新たな課題として、そこを十分整理していきたいなと思っております。今日こういう形でご意見をいただいたら、大変有意義であったのではないかとと思っておりますし、また今日ここで決めたら、もう絶対置くんだということではなくて、あくまでも、協定に向けての協議を深めていく上での一次提案ということでございますので、本日の意見を踏まえて、また再度詳しくもう少し詰めた段階で何度か、二度、三度という形でご協議申し上げていくのが、この進め方ではないかと、協議会の進め方ではないかなというふうに思っております。

会 長

あの、いろいろお伺いをしてまいりまして。もう置かんという方向で中味を詰めるじゃなくて、いろんなご意見を総合して、こういう考え方もあるな、こうだな、なんて、しっかり勉強して、じゃ置くということとか、置くという方向で内容を皆さんにもう少しご納得をしていただけるように、幹事会あたりで詰めていくということで、いかがでしょう。僕思うのに、ここにも10年というふうに設置期間が概要で書いてありますけれども。これ、それぞれの10の市町村にある議会が、今2号委員さんの中でいろいろとご議論いただいておりますけれども。どうなっていくかということですね。おそらく、166人の議員さんがいらっちゃって、それぞれの地方の声をずっと反映してらっしゃるけれども。おそらく、1本化になってくれば、もう少し代表の議員の数も少なくなってくる。こういう時に今まで、それぞれの地域での住民の皆さん方の声を、それから、市長が1つひとつの地域の問題について、今までは議会の中でしっかりご議論をしていただいて、そして、ああ、こうだなと自信の持ったものも、それだけ広くなって、それだけ議会のメンバーも少なくなってくれば、果たしてその

地域の固有の問題というのがどういうふうに、こういうところに、お伺いしていきたい機関も欲しいんでしょうし。少し、この変化の時に、やっぱり、住民の方が考えてらっしゃることをという僕はひとつのルートというのか、そういう手段を。これはやたらに置いたらすむという問題じゃありませんので。水谷さん方もそれをご懸念なさっていると思うし、へたに置いてごちゃごちゃになってしまっただけということも、これもまたいけませんし。それは、非常に十分気をつけなければいけませんけれども。しかし、こういう審議会というひとつの住民の皆さんからの意見の吸い上げ方の方法も、その仕組み方次第によっては、新しい市の中でしっかり作用していくというふうに、またお考えいただければ、幹事会の方もその仕組みの作り上げ方に元気が出ると。こう思いますので、それでよしとおっしゃっていただいてから、ちょっと、余分なことを申し上げましたけども。是非、私はそういうような、ひとつ詰め方をこの案件では、お認めをいただいて、前に進まさせていただきたいと思います。協議 47 号、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。

・協議第 48 号 条例、規則等の取扱いについて《協定項目》

会 長 今度は、48 号、条例、規則等の取扱いについてです。これは、調整の内容といたしましては、条例それから規則等の制定にあたりましては、合併協議会で協議、承認されました各種事務事業の調整内容に基づいて、次の区分に分けて整理をいたします。1 つは合併と同時に、即時制定し施行させるもの。1 つは合併後、逐次制定し施行させるもの。3 つ目は合併後、旧市町村の区域に暫定的に施行させるもの。この 3 つを条例、規則の取扱いの基本として、それから、これも進んでくる訳であります。何か、ちょっと、補足をしてもらわないかな。いいですか。ここから皆さんのご意見聞いていっていい。それじゃ、48 号の書類をご覧になって、しばらく、ご質問、ご意見がございましたら、お願いをいたします。ちょっと、これ、分かりにくいところあるので少し説明してもらえたら、ありがたいんだけどな。

事務局長 中味について、ちょっと、少し説明させていただきます。例規の取扱いについて即時制定というようなことがございますけども。これにつきましては、専決処分により即時制定と。これは、合併の中で 1 日の空白というか、それを入れさせないような継続的なものとか、緊急的なもの、こういう内容について即時制定すると。例といたしましては、新しい新市の組織とか、運営とか、または職員等の勤務条件或いは市民の権利とか利益の保護、権利の制限、権利を課すものと、それから公共施設等の設置とか管理というようなものがございます。それから、暫定的にという言い方になりますものにつきましては、新市の例規が施行されるまでの間、従来その地域に施行された例規を引き続き施行すると。例といたしまして、やむ得ず一定の地域に暫定的に施行させる必要があるものということ。既に適応されているが調整が付かず整理する間、暫定的に施行するものと。それから、逐次制定すると。こういうものにつきましては、必要に応じて合併後に逐次制定する。施行するということ、例といたしましては、新市長の政策判断に係るもの。それから、議会、行政機関等が定めるもの。こういうような形で、3 つの形でできる施行をやっていくというようなことでございますので、よろしく願います。

会 長 まあ、1 つひとつの条例とか規則につきましては、これはどうという説明ではございませんので、なかなか、概念的なことでお分かりにくいかも知れませんが。とにかく、新市がスタートいたしまして、市長がその時にはおりません。でも、仕事は始まってまいりますので、市長職務執行者、そういったところが責任を持ってやっていく。そ

ういった場合にある程度専決処分というものもやってまいりましょうし、早くその後、市長が選任されれば、そこからというものもございましょうし。いろいろ出てくるんですね。これは事務のやり方というか大綱を間違えないようにやっていく。勿論、すぐ議会が出来るんですから。そんなに市長職務執行者であっても、それを越えたことはやっていかないでしょうし必要最小限の範囲でやっていけばいいわけね。市の職務執行につきましてね。こういうことで、何か、何やそれだけのことかということの48号かも知れませんが、ご納得をいただきますれば、次に進めたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、原案どおりの内容で、次にまいります。

・協議第49号 事務組織及び機構の取扱いについて《協定項目》

会 長 その次は、49号、先程もお話がありましたけれども、事務組織及び機構の取扱いについてでございます。調整の内容でございますが、新市におきます組織・機構の執行体制の調整方針を基本といたしまして、その趣旨に沿った組織・機構を構築する。当然のことでございますが。支所等につきましても、今の市町村庁舎を支所として使っていこうと。これも基本にしたい。こういうことでございます。新市におきます組織・機構の執行体制の調整方針でございますが、前回は説明があったと思いますが、6項目にまとめております。ポイントを繰り返し申し上げます、1つは行政管理機能というんでしょうか、それは本庁へ集中をする。それから、市民生活に密着したサービスの機能、これは旧市町村に置く支所へ分散配置をする。それから、多くのサービスの中でも事務執行の効率性、それから迅速性、こういった両立を図らなければならない、いわば、少し広域にわたる規模というんでしょうか、中規模の圏域を対象とする執行体制。それから今度は、それぞれの組織の中に職員のあり方でありましてけれども、担当性を導入をしていく。それから、現在、それぞれ支所、出張所があるところもありますし、ないところもあるんですけれども。新市においても、今の出張所、支所は、新市においても出張所として活用していく。それから、6つ目は、当たり前のことでございますけれども。私は、組織・機構というのは、これ、しょっちゅう見直しというものが出来てまいりますので、スタート当初はこれで行こうというようなお決めがあるかも知れませんが、これこそ、私は日々見直しの必要な対象だと思いますので、新市スタート後も十分な議論がそれぞれされていき、効率化、適正化に努めていくと。こういうことになると思います。これも非常に住民の皆さん方との生活等を結びつく部分もございまして、単に行政をするものの居り場所ということではございませんので。また、今いろいろと、ご意見を伺っておいた方がよろしいかと思っておりますので、あえて、これもご提案を申し上げます。いかがでございましょうか。何か、ご意見ありましたら、今、ちょっと、これも本当に少し概要ですので失礼なんですけれども。今申し上げた中でも、いろいろとあると思います。支所をどうするかとか、従来の支所をどうするかということについても、もう、こうしていこうと申し上げましたし。それから、支所での取り扱うのも窓口は住民の皆さんに直結したものは、それぞれの所でやっていこうと。それから、もう少しまとめて専門家が当たった方がいいとか、少し広域にまたがるような業務ではないかというのは、少し広域に、それから、企画とか人事とか、そういう管理的な機構というのは、本庁でいっぺんにやっていこう。そんなような内容を申し上げたつもりです。はい、どうぞ。どっちからいこう。それじゃ、海野さん。

海野委員 この組織の問題も先程少し触れましたけれども、いわゆる地域審議会のあり方と関連する部分もある訳でございます。要はこの6項目でございますが、上3つが目指し

ますと、こういう形で記述をされております。そういうことで、一番、私が懸念いたしますのは、本庁と支所の関係、このへんのところを、あえて、住民の方々にご説明させていただく必要があると思っておりますし。また、合併をしまして、すぐに行政サービス、そして、ここにございますように、市民の利便性を欠くことのないように、これはしっかりと立案をいただきたいと思います。この(2)でいっていますように、市民生活に密着したサービス機能については、それぞれの支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指す。こうなっておりますが、出来れば、現在の構成市町村が、例えば、保健福祉の問題、教育の問題、そして、道路の補修等の問題、そういったものが、今まででありますれば、大きなものは別といたしましても、すぐに役所で対応できると。こういうようなシステムで来ておりますし、住民の皆さん方もそういったこと非常に安心しておられるということになっております。ですから、そういったことが、この合併ができました際にも住民のサービスの低下にならないようにという、そのへんのところを私は話をしておるんです。中味につきましても、十分検討していただいて、この6項目お願いしたいと思います。それから、ひとつ伺いたいのは(3)の中規模の圏域と、このへんのところをもう少し具体的に解りやすく、ご説明をいただければありがたいと思います。

会 長 はい、それでは、これも幹事長さんがいいですね。お願いします。

高橋幹事長 最初の意見は、そういう方向で取り組んでいきたいと思っております。ご質問の中規模の圏域で、どのような事務を、中規模の圏域を対象とした執行体制とするかということにつきましては、まだ、幹事会の中で種々議論がございまして、先程会長が申されましたように、専門家を集中配置して対応した方がいいもの。それから、やはり、ある程度の広域的な対応が必要なものを目指すということで、まだ、明確なお答えができる状況にはないということで。一方では、新市の組織体制ということで、財政計画の中で、2,600人体制という中で、こういった形での効率化を図っていくかということも念頭に置きながら、今後詰めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会 長 海野さん、どうでしょうね。もう少し、ここは、今お話の中に保健とか、道路維持とか、ご意見も出ていたと思っております。それだけじゃなくて、もっといろいろ仕事がありますけども。どれらが、いわゆる専門家集中、それから機能的なものの駆使、それから情報とか、いろいろ新しい手段、そんなことを通して住民の皆さんにそっちの方がパラパラと、中途半端な配置よりもいいよと。おそらくこういうことだと思うんです。それが、どの程度。僕はいつか、ちょっと、皆には言ったんですけども。この機構を考えていく時に、今までどおりというんでしょうかね。今までどおりであれば、そりゃ、サービスの低下、かえって、今までどおりも、国、県から市事務の権限委譲等があった時に、そういうような新しい事務に今までどおりで応えられるか。これは、また、逆の問題が出てくると思います。開発行為の許可とか、いろんなことが主になると出てまいりますし、都市計画も建築確認等々も全部、みな、市の事務ですからね。そういう時に、果たして、その地域のものは、今までの役場なりでやっていけるのかとか、もっとプロの集中したところの組織の方がいいのかとか、ちょっと、あんまりいい例ではなかったかも分かりませんが、いろんな、そういう組み合わせの中で、どれが一番いいかと言うのは決まっていくと思っておりますけども。とにかく、今までどおりではないと思うんです。これでは、ある一面合併効果といいましょうか、そればかりではございませんけれども。何ていうんでしょうかね。管理的な経費を、人件費を始めとして、管理的経費をなるべく少なくして、そして、皆さんのサービスに向けていかなきゃ、とてもじゃないが、これからタイトになってくる地方財政の中でもたんよと。こういうふうに考えますと、片方のもっと合理化、節約していかなきゃならん部分というのが、ちっとも変わってこないということになれば、一体何のために合併したんやと、それやったら前のとおりの方がよっぽど、ハッピーやと、こう

いうことになりますのでね。そのへんのところは、僕はやっぱり、つらい部分が出てきても、私は、もちろん先程から申し上げているように、機構・組織なんてものは普遍のものじゃありませんから、やって駄目であれば、そこところを試行錯誤で見直していくのが当たり前のことです。そんなことは当然と思いつつ、やっぱり、ある程度スタートの時はひとつの市に集まったんだという効果というのを、出していってくれと。こんなふうに言っているんですけどね。いかがでございましょうか。これから考えていく時に、今3つの中の事務の職員の配置になってまいりますから。そんな中でどういうふうに考えていくか、これ大事の話だと思います。いかがでございましょう。こんなことを気をつけようということを、今の段階ではおっしゃっていただければと思います。どうぞ。はい。

永田委員 すいません。今、会長さん、言われたように、私らここでは、いわゆる、私いつも、常々こんなこと言うとなのは申し訳ないんですけども。端っこにおるとということの中で支所においても、今まで役場へ行けば、こういうことが出来た。簡単に出来た。もう今度支所になってしまったら、それ本庁へ聞いてみやなあかんで、ちょっと待ってというようなことが、ややもすると起きてくると、合併して、なんやわざわざ津まで行かんならんとか、待っとらんならんというような支所の機能そのものが、そういった面で住民サービスの低下につながらないように、十分そこだけ配慮してほしいなということだけ、特に私はお願いを申し上げたい。住民が役場へ行って、今まではこんなことやったら簡単に出来たのに。それを、今度支所になってしまたら、それが、もう出来やんようになってしまた。待ってくださいなんて言われる。ややもすると、そんなことになるかなと心配もいたしておりますので、そういった点についてだけは、しっかりと支所としての機能が働くような、そりゃ、大きな問題については、当然、即ということが出来ないにしても、ここらだけは念押しのため、ひとつ、よろしくお願いを申し上げたい。

会 長 そうですね。水谷さん、お待たせしました。

水谷委員 前のお二人さんのお話が、私が一番懸念しておったところ、かなりお話になっとなるもんで、共通する部分は避けたいと思いますが。ただ、この(3)のところの、今、安濃の町長さんも指摘がありました中規模圏域の問題で、何故、特性に応じたということをやわざわざ、そういうことを強調されたんかなと。その点については、特段何か、この中規模の圏域を対象にしなきゃならんようなサービスの低下の問題とか、あるいは、それをより高めなくてはならんような問題があるんだったら、もう少し突っ込んだ説明をお願いしておきたいな。それから、もうひとつ(5)の支所と出張所、現在のものを存続していくということだけにとめて、その活用、もっというなら、管理機能とか事務機能、こういう問題について、もう少し、やっぱり、親切な説明があってもいいんじゃないかと。単なる存続ということであって、その中味はどのような方向へ行くのかということが、これでは読みきれない。地域に帰って、私、議会で説明せんならんのも非常に難しい問題がありますんでね。そのへんを、もうちょっと、突っ込んでお話をいただいております。そういうふうに思っております。

会 長 あ、この特性というのは、ざっくりばらんに申し上げますが。例えば、1つのエリアのここが真ん中にあるとか、それから、真ん中にあるということは、皆さんから一番便利な場所だろうとか、この仕事については、ここところの場所は真ん中じゃないけれども。例えば、林業を例に取ってみましょう。林業業務であれば、おそらく、美杉さんの方へ寄っているんでしょね。だから、そういったのが1つの特性だと思うし、それから、もっと、変な特性、これは、まだ、幹事会なり、どっかでも話したことはないの、会長がそんなこと言ったぐらいに聞いてといていただきたいんですけども。今、皆さん、りっぱな庁舎があるところもあるし、ないところもある。そうすると、そういう立派な庁舎がせつかくあるんやったら、それを、やっぱり、生かしていこうというのも特性だと思うんですよ。例えば、河芸町さんやったら、耐震のり

っぱな庁舎があれば、防災機能の拠点にどうだろうかとか、いや、私の独り言です。これは、まだ決まったわけじゃない。そういうふうに物事を考えていくのも1つの特性かな。だから、既に、皆さん方にご審議をいただいた消防庁舎も久居に立派なのがある。道路を考えてみても、今の津の消防本部よりは、よっぽど、それぞれの所から消防車、救急車がというふうに考えれば、それが1つの特性で、やっぱり、いろんな意味からの特性だと思います。特性っていうのは、そういうことですね。

水谷委員 それは、分かります。5番目の方も、もうちょっと、突っ込んで説明を。単なる存続だけでは、どのように活用するのか。

高橋幹事長 現在の支所、出張所につきましては、正直申しましてあまり深い議論はしておりませんけれども、今の機能を当面残した形での出張所としての活用ということを考えております。何ていいたいでしょうか。先ず、本庁と支所の機能の分担、それから、支所と出張所という機能の分担というふうに議論していきたいと思っていますので。そういう面では、すぐに、出張所をといいますが、今の支所、出張所を合併に際して、統廃合を考えるのではなく、それは、支所、出張所は出張所という形で存続していきますということの意思表示で、そういう提案でございまして。先程の地域自治組織とからめる必要があるのかどうかも含めて、出張所というものをどういうふうを活用していくかということも、これから検討していきたいと思っております。

会 長 今までの支所、出張所をお持ちの所もあるし、ない所もあるのかな。皆さん、ちょっと、おありの所教えていただけませんか。津市はたくさんあるけれども、いや、手上げられないから、久居市さん、ある。一志町さん、ある。白山町さん、ある。美杉さんもあるし。河芸町さん、ある。で、うちと。これだけが従来の格好でも、支所、出張所を持っている訳で、それぞれ機能していただいていると思います。おそらく、うちの例でも、そうですけれども。今まで、支所、出張所の見直しとか、いろいろ議論がありましたけれども。片方は、今度は、別の形の支所と同じなんですけれども。住民の皆さん方の近い所にあつてとか、非常に機能を果たしている所ですから。いろんな議論の末に津市のことを申し上げれば、支所は、出張所はそのまま置いて活用していこう。ただ、機能的には変えましたけれども、少し。でも、置いておくことには、そのままにしてきたわけです。それを今度合併を機会に何か、孫出張所みたいになりますので、それをどうしようかということは、やっぱり、合併を機にというんじゃなくて、従来どおり置いていこうと、こういうことなんです。水谷さん。ただ、中でやっている仕事というのは、それぞれみんな違いますので。また、出張所、今度は違う支所を置いて、それとのバランスの中で、見直しもあるのかも分かりませんが。そりゃ、今のところ、そこまで踏み込まずに、今までの機能を大事にしていこうじゃないかという、こういうことですね。はい、海野さん。

海野委員 何度もすいません。決して、私現状のままでいいということではなくて、当然、これは合併の大きな成果を出していかないかと。これは重々承知をいたしております。あえて、申し上げておりますのは、やはり、本庁と支所とのあり方、そのへんのところが、これから合併をしていった後の行政及び住民サービスの停滞につながらないように、そして、また、透明でお互いに地域地域の人々が新市共々地域づくりをやっているんだと、こういう実感を持てるようなそういう本庁、支所の関係を作っていただきたい。これだけでございます。ですから、47号のと、これは非常に関連いたしておりますので、また、いろいろとご審議を幹事会等でいただいて、こういった場に議論をさせていただきたい。こんなふうに思っております。

会 長 はい、ありがとうございました。他にご意見は。はい、長谷川さん。

長谷川委員 いろいろ議論が出ておりますが、集約したところでは、今の国の体制は一局集中と、地方分権の流れの中でありますので、例えば、中央中心というのは当然です。それに、一局集中となる棟を持ちますんで。各支所、出張所、それを最大限生かしていただくような方向で、これからまだ、幹事会やそんなんで、もんでいただきたい。そう思い

ます。その気持ちは常に持っておりますので、我らは、そういうことを最大限生かしてもらふことを前提にこれから進めてもらうということをお願いしたい。それが結論だと思います、皆の意見は。はい、そういうことで。

会 長 結論とおっしゃると、最大限がどこまでかとか、また、いろいろ議論しなきゃいけないけれども。私は、やっぱり、新しい市のこれからのありようというのは、非常に厳しくなってくるので、財政的なことも常に頭に、やっぱり、行政の責任者は考えていかなければなりませんし。

長谷川委員 今回の時点でどこだと言えませんな。現段階では、そうやで、そういうことで、お願いしたいということ。そういう姿勢になっていただきたい。そやないと、会議がいつまでたっても終わりませんので。そういうことだろうと思います。最大限ってどこで切れという訳にいきませんのでな。市長さんも説明が出来んと思います。これからの問題ですもんで。そういうことでお願いしたいと。

会 長 だから、いい特性を生かしていければと思いますね。みんな、それぞれ、今まで大事の団体、それぞれの市町村ですから、みんないい所の特性を伸ばしたいけれども、やっぱり、10個集まったの特性中同士で、やっぱり、これはここんところを中心にしていった方がいいのかなというような、また、話し合いも出てくると思いますね。

長谷川委員 特性を生かしながら、柔軟に対応していかんと、前へ進みませんので。そういうことでお願いしたいと思います。

会 長 はい。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

豊田委員 ご検討の中へ、ちょっと加えていただきたいことがございますので。1点小さなことでございますけど。1番目の行政管理機能の集中という中に、先程来出ておりました地域審議会、これの中の住民自治組織のお話が出ておりましたんですけども。これを、支援を織り込んだような、住民自治組織の支援を織り込んだような、いいますれば、支援活動、支援センター的なものをこの行政管理機能の中へ、ご検討いただけたらということで、ひとつ、検討していただける方向でよろしくお願いしたいと思えます。

会 長 それでは、この49号につきまして、たくさん大事のご意見をいただきました。また、体しまして、幹事会でより具体的にやってまいりたいと思いますので、今ご提案をいたしました少し抽象的な調整の内容案1、2でございましたけれども、このことにつきまして、原案の形で確認をいたしたいと思えます。

(異議なし)

・協議第50号 一部事務組合等の取扱いについて(その1)

会 長 それでは、続きまして、協議第50号、一部事務組合等の取扱いについて(その1)でございます。この内容は、12の一部事務組合及び広域連合の取扱いと、それから、久居さん、芸濃町さん、一志町さんにある4財産区の取扱いの2項目でございます。調整の内容といたしまして、一部事務組合等は合併の日までに解散、または、脱退をいたします。それから、ごみ処理施設等の運営など必要なものにつきましては、新市において、もちろん事務を行っていきます。それから、その他につきましては、新市において、改めて加入するかどうかを今後協議してまいります。それから、財産区の調整の内容につきましては、現行のまま財産区財産として、新市に引き継ぐこと。こういうことでございます。以上のような内容でございますが、ご質疑等がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい、特にございませんようでありますれば、それでは、この2項目の調整案につきまして、原案のとおりの内容で確認といたします。

・協議第 51 号 各種事務事業の取扱いについて
広報広聴関係

会 長 続きまして、協議第 51 号各種事務事業の取扱いについて（広報広聴関係）についてあります。調整の内容といたしまして、新たに番組を制作し、新市全域に放送する、合併と同時と。こういうふうにしてあります。具体的な内容といたしましては、新市の行政番組としてのチャンネルを設定する。それから、番組の内容、放送形態等につきましては、現在、実施している市町村の例を参考に調整する。それから、合併後、当面は行政番組のみの制作、放送といたしまして、コミュニティー番組につきましては、随時調整をする。それから、議会中継であります、これにつきましては、議会部会で今後、検討後調整をする。それから、一志町さん、白山町さん、美杉村さんの現在の施設、設備は現行のまま新市に引き継ぐものいたしますけれども、合併後の維持管理経費等も考えまして、最善の方法を株式会社 ZTV と協議、調整をする。こういうふうにしてあります。ご意見をお願いいたします。はい、どうぞ。結城さん。

結城委員 特別をお願いを申し上げておきたいと思えます。ここで提案されておりますのは、行政番組を新市全域にと、当然のことやと思えます。次にコミュニティー番組、いわゆる、新市になった場合は、ローカル的な放送になるかというふうに思えます。そういうことの中で、私どもの場合は委託、ZTV に委託している部分もございますけども、ボランティアとして、既にビデオクラブというのがございます。その皆さんが非常に、自分たちを含めて、いろいろ活躍をさせていただきまします。そういうことでございますので、ここでは、ひとまず、新市になった折には、行政番組というふうになっておまして、ちょっと、間をおいて、コミュニティーというふうになってはいますが、是非、継続してやってもらえるように部会あるいは幹事会で、更にそのへんを詰めていただきたい。特別をお願いをしておきたいと思えます。以上です。

会 長 はい。部会長さん、何か。はい、どうぞ。

総務企画部会 総務企画部会長の三井でございます。よろしく願いいたします。先程ご意見いただきましたように、白山町さん、一志町さん、美杉村さん、内容を拝見させていただきましたけれども、それぞれが地域に特性のあった、いろいろ考えられて番組制作したり、あるいは行政番組を作成したり、いろんな形で地域に密着した形で、そういった番組も制作されております。新市になりますと、当然市域も広がりますし、そういった形をそのまま新市の番組として制作というのは、難しい面もあるかと思えます。やはり、それぞれ書かさせていただいておりますとおり、今それぞれがなさっておられます行政番組、コミュニティー番組を参考とさせていただきます、新市として一番ふさわしい内容の番組を制作していくという方向で、また、これから、いろいろ部会の方で調整をしていく必要があるかと考えていますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

会 長 はい、どうぞ。前山さん。

前山委員 このケーブルテレビの問題につきましては、実は、私が最も重要な施策として、これを貴重な財源を使いながら、また、国の支援も頂戴して、これをまちづくりの基本に置いてきたと、こういう経緯もある訳でございます。今、ご説明の中にも、そういった主旨も入っておりますけれども。特に、私、当時のケーブルテレビの当時の自治省の室長さん、筒井室長さんと掛け合ってきたのが、この音声告知ということと、河川監視カメラというものがありまして。一志町のみを認めるみたいなことが、その時にあった訳でございます。いずれにしても、私ども、これからの IT 時代、その他情報社会の中で、こういったことは進んでいくものと、こういうふうにしてあります。こういったものをひとつ、私どもがちょっと先行

さしていただいておりますが、是非、ひとつ、全市にまたがっていきますことを希望いたしますとともに、今現在、例えば、河川の監視カメラは、水の増水してくる状況というものが、例えば、橋の所でどのぐらいに増えてきたかというのが即座に家の中で分かってくる。そういうことについて、この防災面で皆さんが非常に安心しながら、あるいは、また、危険を察知する場合には、いち早く察知しながら、これに対応していただいております、非常に好評いただいておりますので、どうぞ、ひとつ、こういったものは残していただくようお願いを申し上げます。このように思います。

会 長 部会長さん、何かコメントありますか。

総務企画部会

はい。部会長でございます。ただ今、町長さんおっしゃいましたように、一志町さんのケーブルテレビにつきましては、地域に密着した情報の提供、地域一体となったネットワークの構築ということで、政策的に進められてきております。非常に進んだ施設ということも伺っております。見学もさせていただきました。そういった中で、一応、部会におきましては、ケーブルテレビの番組制作、放送の内容等について、調整を行ってまいりまして、ご報告のと通りの調整の内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、なお、ケーブルテレビに関わります施設等につきましては、現在の施設、設備は現行のまま新市に引き継ぐといたしておりますが、一志町さん、白山町さん、美杉村さんにおきましては、いろいろ導入の経過も異なりますので、それから、システム放送施設、設備等についての技術的、専門的な協議は、先程おっしゃいました音声告知放送あるいは河川情報、それから、また、福祉支援システム等、行政の多岐にわたりますことから、今後更に協議、調整をいろんな形でしていく必要があろうかと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

会 長 分かりました。それでは、いかがでございましょうか。特にないようでございますれば、協議第51号、広報広聴関係は協議の結果、いろいろご意見もいただき、原案どおりの内容で、次に進めさせていただきます。

(異議なし)

・協議第52号 各種事務事業の取扱いについて
納税関係(その2)

会 長 次は、納税関係でございます。この項目は、前納報奨金についてです。各市町村で、それぞれ交付基準に差がございます。それから、今、前納報奨金を交付していないところもございます。こういったような中、調整の内容といたしましては、前納報奨金については、合併時に廃止する方向で調整をすると、こんなふうにしてはおりますが、このことの調整をした経過をというか、前納報奨金についての考え方というのを少し部会長か、幹事長かでお聞きいただいて、ご議論をいただきましょう。廃止ということですので、その考え方を説明をしてください。

財務部会

はい。財務部会長の吉岡でございます。前納報奨金の主旨は、既にご承知のとおり、まさに税を納めていただく際に報奨的な意味でその一部を交付するという制度で、個人給付的な制度でございました。長年こういう制度が全国各団体で行われてきたわけですが、これまでの合併の中でも廃止の傾向が多くあります。また、私どもこの10ヵ市町村の中でも、久居市さんにおかれましては、この報奨制度による税の徴収の効果ということ等も議論されたと聞き及んでおりまして、13年度から廃止ということでございます。これが、今後、効率的な税の徴収の効果ということからは、疑問視もされておりまして、そういう議論も含めて、私どもの専門部会も含めて廃止の方向という結論になったわけでございます。以上でございます。

会 長 いかがでございましょうか。税のあり方についての基本的な考えもございしますので、それぞれ部会にお出になってらっしゃる担当の方からも、このことはお聞きおよびか

と思います。特にご議論なければ、合併時に廃止するという方向で調整をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

・協議第 53 号 各種事務事業の取扱いについて
保健衛生関係

会 長 ありがとうございます。それでは、次にまいります。次は、保健衛生関係です。この内容は、健康診査、それから、がん検診の 2 項目です。調整の内容といたしまして、健康診査、それから、それぞれのがん検診ともに新たに制度を制定する、17 年 4 月から。こんなふうにしております。ご承知のように健康診査、それから、それぞれのがん検診につきましては、集団健診と、それから、個別健診で実施をしておるわけでありまして、新市におきまして、できれば、統一した内容で実施ができるよう、医師会等、関係機関との調整を図っていきたくと思います。それから、個人負担も差がございますが、これも合併までには調整をしなければいけません。こんなような内容でございます。今まで、私どもも従来のがん検診とか、健康診断、これは学会での議論とか、いろいろ皆さんもよく勉強されると思いますけれども、本当にどの健診が有効なのか、そうでないのか、本当にいろいろの議論もございまして、そういった中で、どういうふうに取り組んでいくか。これ、皆さんの団体、議会の中でも随分と議論があったことありまして、それをひとつの市に合併ということを経機に、どういうふうに統一していくのかということ、非常に難しい問題ではあるかと思っておりますけれども、そういう個々具体のことを、これも決めていくまでに、是非今まで保健衛生関係につきましてのご議論の中で、ここだけは自分ところの団体はこういうふうな考え方で実行してきたとか、いろいろおありだと思っております。少しそのへんのご意見も含んで、お聞きをさせていただければ、こんなふうになります。はい、どうぞ。水谷さん。

水谷委員 健康福祉を含めたこの福祉関係の問題のトップを切らしていただくというのは、河芸町としては、大変重視している施策の 1 つでございます。河芸町 50 年という、ひとつの経過をたどって、やっと今の福祉の体系を作り上げたということで、非常に先輩の議員、あるいは自治会、それから、行政の努力が、今ひとつの形になって実っております。50 年という、樹木に例えれば、年輪を重ねたという、そういうことではあります。それが合併と同時に、枝の伐採じゃなくして、木そのものがなくなるといふような、そんなような形になった場合には、とても住民感情としては、これは、受け入れる体制がないというのが感情としてあります。例えば、私とこの住民健康診断、あるいは、がん検診、それから、福祉のいろんな問題、ほとんど全部、個人負担はないんです。全部、これ行政の方で持っている。こういう経過になっておりました。それが一挙に何らかの形の金額が個人負担として伴うとなりますと、もう福祉の後退というのが、ありありと映ってしまう。こういう環境にあるんですね。それと、もうひとつは、やはり、今まで河芸町は 50 年掛けて、今の状態にやっと到達した。その間、箱物行政以下みんな辛抱しているんです。河芸町としては、教育と福祉ということ、もう、町の基本的な政策の上位に上げておりましたので、そういう形にきています。それだけに、今日の議論の中で一挙に方向性だけで確認するということがあれば、とてもこの場はまとめきれないような内容を含んでおりますので、もう一度、やはり、幹事会とか、あるいは専門部会、分科会の中で、そういう実体を踏まえていただいて、もう少しそのへんの温かみのあるような方向を示してもらいたいというのが率直な私どもの意見でございます。

会 長 はい。ご意見として承りました。他に、ありますか。どうぞ。

永田委員 すいません。私どもも、この住民基本健康診断については無料でございます。常々

議会の中でも、最近危惧されるのは、これを無料にして実施率が非常にいいということの中で、医療費の国保会計の医療費の軽減というものが議会で、これをやったからという、因果関係というのは、非常難しいんですけど。これをやったおかげで我々は医療費も国保の医療費も下がってきておるといふふうに理解をいたしております。そういった意味からも、できれば、私どももそういったことで、後退することのないよう、現状で、ひとつお願いをしたいなど。がん検診につきましては、1件500円というようなことでしております。これも非常に受診率というのが高い、早期発見で極近年は、あれで、あの時受けて命助かったわと、かなり聞きますので、そういった意味からも、非常に住民は喜んでおるといふようなことでございますので、できれば、そういったことで、是非お願いをできればなど、このように思っております。

会 長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。これは部会の方の考え方も聞いてみましょう。

福祉保健部会 はい。福祉保健部会長でございます。先程、今の問題は一般健康診査とがん検診でございます。ただ、福祉全般についてのお話もございましたので、私も部会なり分科会で協議を進めてまいりましたので、経過もちょっと、含めてお話を申し上げたいと思います。新市まちづくり計画の冒頭の合併の必要性の中にもございますように、少子高齢化社会への対応というのがございます。その中で、例えば、高齢者につきましても、ご案内のとおり、平成12年度から介護保険制度が始まりました。それに対して、やはり、多額の財源が必要となってまいっております。これも、年々かなりの額の上積みが続けていかなければならない。また、一方、老人医療につきましても、同様に多額の財源をつぎ込んでいかなければならない。そんな中で、新市の福祉あるいは医療というのを、どういうふうな制度にしていくかということで大変苦慮いたしました。新市になって、やっぱり、すぐにこれはやめとこうということになっても申し訳ないので、できるだけ持続が可能な制度となるように調整を行ってまいりました。こうした現状の中で、負担が今の現状から増えないようにということで各市町村のそれぞれの負担が増えないような制度といふようなことは、大変困難であると考えております。そういうふうな調整の方向で行ってまいりました。以上でございます。

会 長 いいですか、幹事長さん。

高橋幹事長 それでは、健康診査の件について補足させていただきますと、これは幹事会での専門部会での協議の中で、やはり、自分の健康に対する自己責任という中で、自分の健康について自分で責任を持つということで、多少の自己負担を求めるべきではないかという部会での検討報告もいただいております。それから、今回は、新市で統一的に個別健診を、集団健診だけでなく、個別健診も全域で行っていかうと。そういうことを考えておりますことから、そういう形でのサービスの充実というのは図れるのではないかといふふうに考えております。ただ、具体的に個人負担をどうするかということにつきましては、今、例えば、基本健康診査では、500円から、1,000円から、無料のところまで差がございます。また、医療機関に対する委託費が各市町村でも大きく違ってまいりますので、これを新市でどういった形で、委託費の単価が決まってくるか。そこらへんを踏まえませんと、少し財源見通しも立ちませんので、その部分については、合併までに調整をさせていただくという形にさせていただいております。

会 長 いかがでございましょうか。なお、ご意見がございましたら。はい、どうぞ。

永田委員 会長さん。うちの議会での意見なんですけども、気悪うせんと聞いてほしいですけど。ということは、私ども、常に私が申し上げておることは小さな自治体でございます。そういった中で、今までも、いろんなことを、私もこの場で申し上げてまいりました。しかしながら、うちの自治体の意向は、あんまり聞いてもらえんな。小さい自治体やでかな。それで、お前一体何しにあそこへ出て行っとなのやといふようなお叱りも受けております。そういった意味からもいきますと、これだけは譲れやんぞといふいろんな面も過去にもありました。そこらを理解をしていただきながら、私もこ

まで進んできた訳です。そういった意味からも、できれば、前回は出ておりました激変緩和という意味からも、せめて段階的にでも、やっていただければなということだけ、ちょっと、お願い申し上げたいな。

会 長 おっしゃっていただいても、別にちっとも気は悪くならないんですけれども。永田さん、是非ご理解していただきたいのは、何か団体の大小で、僕は、僕というだけでなく幹事会も部会も物事を判断しているのは決してないと思います。ただ、大小じゃなくて、ありようとしまして、どうあるべきかということが、僕は一番大事かな。だといって、決して美里村さんが今までありようを外してやってらっしゃるというわけじゃないんですよ。きちっとお伺いをして、これからの行政は、美里村さんは先鞭をこういうとこに付けてらっしゃるのかな、すばらしいなとか思ったり。これは多々、みなそれぞれあると思うんです。ただ、僕は、一般論で申し上げますけれども。それぞれの自治体の中で、私は、行政対象が少ない自治体は結構特別なものがやり得たと思うんです。行政対象が本当に数人だというのであれば、いや、これはこうということ、特色を発揮できやすかったという面もあると思うんですけれども。それが、こう多数というか大きなことになってまいりますと、僕はどっちにお金を使うのかというのが、大きな掛算をして金額になってまいりますと、勢い考えざるを得ない。比較的どちらかといえば交付税措置なり、いろいろと、そういったような独自性の発揮する余地が大きかった時代というのは、これは、僕は、良かった時代であって、そういうことが出来ていたと思いますけれども。決して、これからはそういうことができない。今までは、だんだん右肩で伸びてきましたから、去年に比べて何千万、何億増えた、これを新しいところにふれ当てていこう。よしよしとこういうことで、お互い済んできたんですけれども。その形ができないからこそ、それこそ逆に、僕は、永田さんに気を悪くされるようなことを申し上げながらも、お互い調整をしていこうと。こういふふうに思っている訳です。だから、今、水谷さんがおっしゃった福祉の考え方として、こういったようなものは個人負担がない方がいいんだというふうにおっしゃるのも1つの意見ですし、それから、こういう健康福祉のことに關しては、国民健康保険の医療費に跳ね返る前に健康診断を政策的に思い切って、税金を投じてでも皆さんにお勧めしといた方が大きい目を見て、それがひとつのありようなんだよとおっしゃることは、僕もよく分かるんですけれども。それを分かっておりながら、水谷さんのご所見に対しては、今も幹事長も申し上げましたけれども、やはり、個人個人が自分の健康を責任持って、自己責任というふうに考えれば、僕は、やっぱり、オール無料が本当にええんかなといったような気もいたしますし。それは程度の問題だと思います。施策をここまで、やはり、税金を使ってやっていこうという1つの方向と、それから、地方公共団体も自主自立をいわれますけれども。住民の皆さん方も自分の健康は自分でというふうになってまいりますと、私は何もかも全部無料にして、はいどうぞというのが本当にいいのかなとか、今の中でね。よその国とか税のシステムがまるっきり違う所は、また別かも分かりません。租税負担、保険負担率が全体の所得の70何%という国では、もっと国が面倒みることが当然かも知れませんが、日本の今の租税負担率の中で、どこまで、それでは公共がみるかというのは、やはり、日本は日本なりの考え方があるべき。こんなふうに思いますので、ちょっと偉そうなことを申し上げましたけれども、でも、やはり、基本的には十分今まで、最初も申し上げましたけれども、お取りになっている重点の施策というのは、その調子で調整を進めていく。こんな気持ちだと思いますが。部会長さん、もういっぺん、ちょっと、僕が言っていることも、一人の意見として聞いていただいて、私のとおりじゃなくていいですから。これからの部会の、こういう1つひとつの進め方について、皆さんが今まで、それぞれの市町村の担当の方が、それぞれ皆そういうお仕事をやっていらしかったんですから。その中でどんな議論があって、そして、向かっていくのかをもう一度、ちょっと、おっしゃっていただきたいなと思います。

福祉保健部会長 それは福祉全般。この事業についてということによろしいございますでしょうか。
はい。あなたの上司もここに座っていますけども、遠慮なしにおっしゃっていただいで結構です。

福祉保健部会長 この健診につきましては、やっぱり、それぞれ皆さん、いわゆる、ちょっと幹事長からのお話にもございました。それぞれ1人当たり大体5,000円から7,000円ぐらいの幅がございました。自己負担も1,000円自己負担をいただいているのが5つの自治体、それから、500円が2つの自治体、それから、2,300円が1つの自治体、それから、0が2つの自治体、こういうふうにはらつきがあります。これも、ひとつの福祉全体の中で、先程、私申し上げましたので、あえて避けますけれども。いろんな財源がこれから必要になってくる。特に先程申しました介護保険とか老人医療は、これは自治体の判断で少なくすることができない費用。これが必ず、毎年毎年増えてくる。そんな中で、どういうふういろんな福祉施策あるいは医療関係の施策をまとめていこうか、それもできるだけ同じ施策、制度が長くできるだけ持続できるような制度をどういうふう構築していくか。こんな議論から始めさせていただきました。健康診査の一部負担につきましても、それぞれ5,000円から7,000円の中で、それぞれの自治体の努力で自己負担の個人負担の軽減を図るために、そういうことを苦労しながら、1,000円なり、あるいは500円なり、高い所は2,300円という所もありますけれども、ご苦労なさってきた。そんな中で、できるだけ利用者の負担軽減も考え合わせながら、この中の調整の方針でありますのは、国の大体基準になっています3割程度の範囲内に収まって、その中で、できるだけ負担軽減を図りながらというふうな考え方で調整を行ってまいりました。以上でございます。

会長 行ってまいりましたの次に、今日のご意見を聞いて、こういう考え方で行っていきます。それが、ご意見のあった方へ対するひとつの答えなんです。

福祉保健部会長 大変申し上げにくいんですけども。やはり、一定の自己負担はいただくということで、私も各市町村まとめてまいりましたので、負担はいただく方向で行きたい。そういうふうに思います。ただ、その額については、現行大体5つの自治体が1,000円ということでございますので、それ前後の金額に落ち着きたいなというふうに思っております。以上でございます。

会長 考え方というのを、いろいろとご意見を交換をしていただいたと思います。また、長谷川町長さん、また、河芸町さんからも担当の方が出てらっしゃいますから。お宅の水谷さんのご意見もございましたので、そういうところをご調整いただければと、こんなふうに思います。負担と受益との基本論になりますので、ちょっと、この議論は、今のご意見で大体考え方が代表されたと思いますので、できれば、次に進ませてもらいたいと思います。はい、本当にちょっとにしてくださいね。ちょっと、僕がぐずぐずしていたので時間が過ぎてきましたので、気にしている。

水谷委員 私は、先程の事務方の方の説明聞いて、それで今日の締めくくりということについては、ちょっと、同意できない部分がある。ということは、私どもが50年掛けて作り上げてきたという、この実態について、何もそれだけを人気とりやってきたということじゃないんですよ。これは、少なくとも予備健診ということを参加を増やすために、先ず、病気にかからないように、あるいは、かかっても早く手がうてるようにということで、できるだけ医療費を抑えようという意味から取り組んできている問題であって、そのような総合的な判断が抜けておって、単なる負担金の助成が財政で持つ額が高いとかいう議論だけで終わっちゃったら、何のために50年間やってきたのかということの、やっぱり、そういう面からの不満が出てまいります。もうひとつ、そのために大きな役割を果たしたのは保健センターなんです。保健センターを皆さんの地域でどのようにやられるか分かりませんが、河芸町の場合は保健センターをフルに活用して、個人負担金を取らない方向へ努力をしてきたと。こういう実績も持っているんです。そのへんのことも全く取り上げずにして、今の時点でやっていけないから、

河芸町さん辛抱しなさいよということだけでは、なかなか問題があるということでありますので、私はもう一度議論して欲しいと。そういう角度からの議論をお願いしたい。こういうことで、あえて、発言しなきゃなりません。

会 長 ありがとうございます。それだけではございませんので。どうぞ、ご安心を。河芸町さんが今まで積み重ねてこられた実績も、みんなひっくるめて、それぞれの部会は議論しておると思います。決して、何かおっしゃったことに対して、違った意見を申し上げるのが、河芸町さんを否定していることでも、何でもありませんので。それは、どうぞ、誤解の無いようお願いしたいと思います。それでは、基本的にこれからの具体的な調整ということで、また、今までの議論が再燃するかも分かりませんが、それは、それとして、大事なことでございますので、否定はいたしません。今までの議論を体しまして、部会で具体的に検討されてまいりますので、今日ご提案をいたしましたことにつきましては、ご承知いただいたとして、次に、進めます。

(異議なし)

・協議第 54 号 各種事務事業の取扱いについて
高齢者福祉事業

会 長 それでは、次に、協議第 54 号高齢者福祉事業です。敬老祝金等事業。これは、祝金の支給でありますとか、長寿者の訪問。それから、緊急通報装置事業。それから、老人クラブの助成事業。はり・きゅう・マッサージの施術費の助成事業。それから、紙おむつの給付事業。高齢者の訪問理美容サービス事業。それから、在宅寝たきり老人等の寝具乾燥事業。それから、徘徊高齢者の家族支援サービス事業。この 8 つでございます。掻い摘んで申し上げれば、先ず、敬老祝金事業なんですけれども、祝金支給、それから、長寿者訪問といたしましては、調整の内容を新たに制度を制定する、合併と同時。こういうふうにしております。具体的には、敬老事業としての祝金の贈呈と長寿者訪問の 2 つの事業は続けていくことにいたしまして、祝金は満 80 歳、90 歳、100 歳の節目を迎える人に支給をすることにして、金額は合併までに調整をしていく。それから、長寿者訪問は市内最高齢者男女各お一人を市長等が訪問をして、記念品を贈ることにしたい。それから、緊急通報装置につきましては、調整の内容を新たに制度を制定する、合併と同時としております。新市におきましても、引き続き実施する方向で調整をいたしまして、対象者は所得制限は設けますけれども、現在の利用者は経過措置として継続する方向で調整。それから、老人クラブの助成金につきましては、調整の内容を津市の例により調整をする、合併と同時としておりまして、津市の助成基準の基に調整をしたい。それから、はり・きゅう・マッサージの施術費の助成事業もございしますが、これも合併と同時、津市の例により調整をしていく。それから、紙おむつの給付事業につきましては、これも先程と同様、新たに制度を制定する、合併と同時としております。紙おむつの給付は現物給付とし、支給限度額を久居市、安濃町の例により、5,000 円とする方向で調整。それから、次に、高齢者の訪問理美容のサービスの事業につきましては、久居市の例により調整をする、合併と同時といたしまして、新市において、久居市の例によりサービスを行っていき。それから、在宅寝たきり老人等の寝具乾燥事業につきましては、これも新たに制度を設けたいなど。河芸町の例の基に、身障手帳 1、2 級所持者と寝たきりの方に対しまして事業を実施をしていき。それから、徘徊高齢者の家族支援サービスにつきましては、久居市の例により調整をする。細かいことをいろんな形で調整をした内容を申し上げました。いろいろございますので、1 つひとつなんですけれども、今申し上げました事柄につきまして、ご意見がありましたら、お伺いをさせていただきたいなと思います。福祉の部長さん、ちょっと、よく聞いていただいて、ご回答等をお願いいたします。どうぞ、おっしゃってください。

辻委員 久居市の辻です。敬老祝金のことで、委員会のご意見がございました。久居市の場合、77歳以上になっておりますが、毎年3,000円の祝金をお渡ししております。高齢者の方はとても喜んでおみえですが、今度の提案では、80歳、90歳、100歳の節目、節目で一度だけ、10年後しかありません。金額は5,000円、10,000円、30,000円と、また、合併の時に決まるという、津市の方はそのようになっておりますが、久居市の場合、毎年お渡ししております。77歳以上にはこだわらないんですが、80歳以上でもいいんですが、3,000円ずつ渡しております。高齢者の祝金をいただく喜びの姿を見ておりますと、何とかというご意見が出ましたので、どのような審議をされましたのか、それだけ、お聞きいたします。

会長 お願いします。

福祉保健部会 はい。先ず、この祝金につきましては、分科会、部会の段階では、長寿をお祝いするという性格のものでございますので。現在、平均寿命が女性の方で80歳少し超えて、男性の方も80歳に近いということで。そういう意味から、先ず、90歳、100歳の節目の方にはお祝いをしようというような方向で調整をしました。幹事会の中で、それではというので、80歳の節目も含めたらというふうなご議論がございまして、最終幹事会の方で、80歳の節目も含めてこの制度を実施する。そういうふうなことで調整を行ってまいりました。

会長 今、聞いていただいたことで考え方ご理解いただけましたか。

辻委員 答弁はあれなんですけど。ただ、よその町村のこと、いらぬことを言わなくていいんですけど、報奨金とかたくさんのお金を出してみえますが、そういうのが無くなりますので、そういうのでしたら、年齢は80歳以上でも、3,000円。金額はまだ、これから決められるそうですが。その方がすごく喜ばれるような気がいたしますけど。財政とよく議長おっしゃいますので計算、私、したことございませんので、この方がお金がたくさんいるのか、そこまでは計算しておりませんが、何か合併しても、この方が、いいのじゃないかと、個人的には思ったんですけど。

会長 はい、ありがとうございます。いろいろ議論があったと思います。きっと、これも。みんな、70いくつ、当たり前になってまいりましたので、毎年3,000円、そりゃ、いただいて、いやなことはいないけれども。何か、私自分の経験では、こんな貰うぐらいいやったら、もっとこのお金どっかに役立てて、なんていう年寄りの方もたくさんいらっしゃいますので。僕は、だから、今部会長が言ったようなことも、うなずけんことはないんですよ。そのへんが、ひとつのお金の使い方っていいでしょうか。また、今、意見交換会なんかやっていますから、いっぺん聞いてみてもいいんですけども。あまり、議長さんと議論はしないでおきましょう。ひとつひとつの考え方、いろんな方がおありになると思います。それでは、水谷さん、失礼しました。

水谷委員 河芸町の議会におきましては、この敬老祝金、今年も70歳で3,000円支給するというので決めております。そして、既にそれは支給をされております。これは、ずっと、今までのそういう経過を辿ってきております。だから、私どもとしては、今、事務方の方の敬老祝金ということと、長寿というのは別個に考えております。今のお話であれば、長寿という意味合いからいったら、80、90、100でいいんだと。むしろ、まだ、90、100や。そりゃ、そうでしょう。しかし、敬老というのは、そうじゃないんですよ。ある時期から年寄りの、老人の域に達したと、元気にねということから始まる。そういう意味だと。そして、節目だと私ども見とるんです。だから、解釈に非常に差がある。そのこと、先ず、ひとつ言えます。それから、もうひとつ。70歳について入れたらどうか。これは、いろいろ議論をいただいてもいいと思いますが。ただ、河芸町の場合は、70から、この原案でいくと、80まで、10年間、ぽーんと、10歳飛ぶんですよ。これを承認をすると。そういうふうなことで、今まで議論を積み重ねてきたものが、先程と同じように、ぷつと切れちゃうんです。そうすると、こういう協議会の中で、随分と議論してまいりました。3年か4年か調整に期間

設けて現状を多少肯定しながら、その中で少しずつ段階的に踏んでいこうというのが、かなりありましたね。しかし、このことに関しては全くない。いきなり、10歳の分だけ、ぶんと調整してしまう。果たして、それで、次の期待感持っている人、あるいは、おれも元気に年寄りの部類に入ったな、よし頑張ろうと節目だと考えている人が納得してくれるかどうかというのが、ひとつ出てまいります。そういうことを考えていくと、もう少しそのへんの調整の場を持ってもらってもいいんじゃないかと。単なるこれでは、数字の裏あわせだけの話で、やっぱり終わっちゃうな。そうすると、私ども、70歳で今年、用意した金額は、確か私の記憶では、480万円だったと思います。480万円が町民が非常にそれで喜んでもらう。そういうことが全く無くなっちゃうんです。そういうことを、先ず前提に考えていただいて、事務局の方では、どこまでの話をされたのかな。単なる数字が70で若いからいいという、これ、もう必要ないんだという議論だけじゃなくして、住民の中の育ってきたそういう、育んできた気持ちを、どこで癒していくのかなということについて、ひとつも説明がない。そういうことが、先ず第1にあります。それから、もう一つ、下りの中で、今度新しく新市と出発しましてから、市内最高齢者の男女1名となっているでしょう。これ、10の市町村の中で最高の年齢の人がどの地域に出るか分かりません。それで、いいんでしょうか。私が思うのは、今、各10の市町村で全部長寿しているのは、最高年齢の人が町長がお祝いで訪れています。いきなり、それが無くなって、たった1組の男女1名ずつです。これで、本当に納得できますか。私は、そういう面では、非常に愛情の無い、冷たい、そういう印象を受けるんじゃないかというふうに思うんで、もう少し、ある程度時間持って調整するセクションがあってもいいんじゃないかという感じを持つんですが。いかがですか。

会 長 調整をする、もうちょっと、いろいろ考えなさいとおっしゃることには、別に異論はありませんけれども。今の話聞いていて、私は、何もお金を差し上げるだけが敬老やないと思いますけれども。また、若い方にとってみますれば、先程も、僕がちょっと申し上げたように、お金の使い様というのを、うちのおじいちゃん、70いくつになつたから、毎年そんなん貰うよりも、これをというの、たくさんございます。僕は、高齢の方を敬う、大事にする、生きがいをもってやっていただくというのは、何も1年にいっぺんお金を差し上げることが、ベストかベターか。表現はいろいろですけども。いいことだけとは思いません。えっと、部会長。

福祉保健部 議論としては、そういう議論もあると思いますけれども。先程も少しあったかも分かりません。この祝金の制度だけが高齢福祉ではない。冒頭にも申し上げました高齢者の福祉には、益々お金が必要になってくる。その中で、やはり、こういった制度については、お祝いという意味を残しつつも、やはり、ひとつの整理を行っていくというのが方法ではないかというふうに考えます。

会 長 皆さん、いかがでしょうか。ご意見のないお方の中で。よろしゅうございますか。決して、ご意見があって、また、こういう考え方というの、部会長あたりも申しましたけれども。こういう物事の判断につきましては、何が正で、何がその反対のというものではないと思います。正解は常にご議論の中にあると思いますので。私は、実際にこの制度を作っていく時に、よく部会もこういう議論をしていって欲しいなと思って、いろんなことを一杯提案を申し上げましたけれども、基本的にこういう方向で進めさせていただけたらと思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

(異議なし)

・協議第55号 各種事務事業の取扱いについて
その他の福祉関係

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、協議第 55 号、各種事務事業の取扱いにつきまして、その他の福祉関係であります。この項目は、戦没者の戦災犠牲者追悼式と、それから、福祉医療助成でございます。まず、戦没者の戦災犠牲者追悼式は、新たに制度を制定する、合併と同時といたしまして、新市におきまして、毎年開催をしていきたい。次に、医療費助成でありますけれども、心身障害者、それから 65 歳以上の重度心身障害者医療費助成につきましては、津市、久居市、美杉村の例により調整をする、合併と同時といたしております。これは、三重県の補助事業対象者に加えまして、IQ50 以下の方を助成対象にする方向で調整をするということでございます。それから、乳幼児医療費助成につきましては、津市、久居市等の例により調整をする、合併と同時としております。これは、三重県の補助事業対象者と同じでございます。それから、次に、一人親家庭等の医療費助成につきましては、これも、津市、久居市の例により調整をする、合併と同時としておりまして、三重県の補助事業と同じ内容であります。次に、妊産婦医療費助成につきましては、津市の例により調整をする、合併と同時といたしまして、新市全体で実施するものでございます。次に、精神障害者医療費助成につきましては、新たに制度を制定する、合併と同時といたしております。新市において、具体的内容欄に記載の内容で実施しようとするものでございます。以上の内容でございますが、ご質疑等がございましたら、お願いを申し上げます。はい、白山町さん。どうぞ、天花寺さん。

天花寺委員 白山町でございます。今の 16 戦没者の戦災犠牲者追悼式の新市において毎年開催するという調整の内容が、津市でやるんですか。津市のどこでやるのか分かっていないんですか。

会 長 やるのは津市ですね。

天花寺委員 ええ、津市ですけど。場所として。

会 長 場所ね。そこまでやったかな。はい、どうぞ。

福祉保健部 一応、調整の方向の中で、お示しをいたしましたのが、旧の市町村区持ち回りで、やっていこう。1年に1回ずつ、やっていこうというふうな方向でございます。

天花寺委員 はい、ありがとうございました。私どもでは、何れにしましても、そういう持ち回りということになると、思いますけれども、毎年やると、ずっと、例えば、白山町でいっぺんやるのは結構ですけども、それじゃ、10 箇市町村 10 年、次の回ってくるまでは、河芸町さんでやられたら、白山町から河芸町まで行かなあかん訳ですな。従って、私どもの方としては、できましたら、中規模の 4 地区になりますか、この範囲で持ち回りをやってもらえれば、そんな市の端から端まで老人を運ぶという難儀もなくなりますし、何れにしましても、戦没者の遺族というのは、既に高齢化に達していますし、若い方も見えるでしょうけれども、そういう時にあまり遠くまで運ぶのもどうかと思いますので、中規模の間で順番でやってもらたらどうか、毎年というような感じがするんですけど、えらい、すいません。

会 長 なるほど。いいですね、部会長さん。いいご意見でした。はい、どうぞ。

柴田委員 近藤議長、大変お疲れのようでございますけれども、白山町さんに並んで、芸濃町においても、会場等の関係で、おそらく欠席者が多いのではないかと、このように考えるのが 1 点と。それから、芸濃町になる前に 5 つの村がございまして、安濃ダムがある河内地区におきましては、現在においても、やっておみえになります。しかしながら、あとの昔の 4 つの村は、ちょうど 50 年を境目として、やってみえません。そういった関係で、この合併で、こういうことになると河内地区において実施できないようになるのではないかと、このように思うので、いっぺんお前協議会へ行ったら、そのへん聞いてこいということなんです。少しその河内地区と申しますか、芸濃町全体としては 50 年節目に止めておりますけれども、先程、天花寺さんが申されたように、河内地区から、持ち回り、津市として車でおそらく、出席はできないだろうというふうに思いま

すので。ひとつ、具体的ではなく、どうかということで、いっぺん、お伺いしたいと思います。

会 長 はい。河内の皆さんのそういうご心配に、どんなふうに答えられるか。今の天花寺さんのおっしゃったようなことも入れて。

福祉保健部 例えば、先程の各地域の遺族会でおやりになってみえるところでしょうか。その遺族会でおやりになっている地区は、仮にその地区で主催でやる場合は別として。その地域で主催でやられる場合は、その遺族会の事業に対して助成をして行っていただこう。こういうふうな方向でございます。

柴田委員 芸濃町においては、1地区において、3,000円プラス一人500円ということで助成をしておる訳ですが。それは、続けてやっていただくように、今感じましたんですが。いかがなものでしょう。

福祉保健部 遺族会主催の事業として助成を行っていくというふうな方向で調整を行って。ただ、先程のお話ですと、地区主催というふうな感じも受けますので、そのへんの実態を、ちょっとつかんでおりませんでしたので。そのへんの基本的な地区の遺族会主催の戦没者追悼式には助成をしていくということでございますので。そのへん、地区主催も含めるかどうか、ちょっと、それは議論がされておりませんので。そのへんの議論はもう少し時間いただいて、さしていただきたいと思います。

柴田委員 私の言い方が悪かったんか分かりませんが、遺族会が5つあるわけなんです。その1つがやってみると、あとの4つの遺族会はやってないと。しかしながら、もっと違った格好で1年に1回の追悼しようということでもありますけれども。河内においては全体でやっておられるということでございます。

会 長 柴田さん、もうちょっと、部会に検討さしたってくれませんか。いかがでございますでしょうか。どうぞ、天花寺さん。

天花寺委員 白山町でございます。この55号の一人親家庭等医療費助成なんです。ここで、久居市さん、あるいは津市さんの例にならって、やるということですが。現在としては、高校より大学進学率が6割超えてくるという中であって、所得制限ありというのは当然のことだろうと思うんですけども。その範囲内、制限の範囲にある他の人は別にしまして、できたら、将来に対して今後の助成の中で対象年齢を引き上げるなどの方策を講じてほしいということをお願いしたいなと。だから、これはこのままで18歳で現在は結構ですけども。将来に向かって、やっぱり、そういうことも考えていただきたいというのは、子弟の向上心、あるいは勉学心を高めるために、せっかく難儀して学校へやってみえるんですから。そういう助成を年齢を引き上げていただきたいと思います。どこもかもが、20歳もある訳ですけども。20歳ということもあると思うんですが。そういうことも含めて、これを認めていきたいなというふうに思っているんですけど。将来に向かってですね。

会 長 いかがでございますでしょうか。こういうこと、たくさん新しい市ができてまいりますと、それぞれ議会なりで議論されていくと思います。それは、今まで僕らがやっていることと一緒にするものね。制度は不変じゃないと思います。よろしゅうございませうか。

(異議なし)

会 長 はい、それでは、ありがとうございました。随分いろんなことをご提案申しあげましたので、大変だったと思いますが。それでは、55号、その他の福祉関係につきまして、ご協議をいただきました結果、原案どおりの内容で確認をさせていただきたいと思っております。今日の協議事項は以上でございます。それでは、次に会議次第の4、次回協議会の日程等につきまして、事務局長から説明をいたさせたいと思っております。

5 次回協議会（第17回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成16年1月16日（金）午後3時

場 所 津市役所 8階 大会議室

協議予定事項

協議第38号 各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係（その3）〔継続協議項目〕

協議第56号 各種事務事業の取扱いについて
農林水産関係（その2）

協議第57号 各種事務事業の取扱いについて
商工・観光関係（その2）

会 長 日程と、次の予定をお話をいたしました。少し、間があくんでありますけれども。どうか、よろしく願いをいたしたいと思います。ありがとうございました。本当に今日は少し長い時間ご審議をお願いをいたしました。お正月をはさみまして何かと事の多い時でございますが。どうぞ、ご自愛をいただきまして、また、明けて次回の協議会、どうぞ、活発なご意見をお伺いをいたしたいと思います。どうも、今日はありがとうございました。

平成16年1月30日

署名委員 1号委員 美里村長

黒川 和義 印

2号委員 一志町議会議長

豊田 千春 印

3号委員 三重県津地方県民局長

本多 隆志 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。